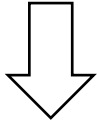


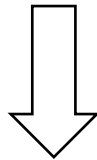
羽地地区センター施設使用申請及び使用料納付方法

① 仮予約



- ・ 電話、窓口にて仮予約を行います。
- ・ 受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。(土日祝祭日、年末年始を除きます。)
- ・ 使用しようとする日の属する月の3か月前の1日から、仮予約を行うことができます。

② 本申請



- ・ 窓口にて本申請を行います。
初めて施設をご利用される方につきましては、施設使用方法等ご説明することがございますので、必ず来所していただきますようお願いいたします。
- ・ 仮予約日の5日前(土日祝祭日、年末年始を含まない)までに、本申請と使用料の納付を終えるようにしてください。
※手続きが終了していない場合は、キャンセルとなります。

③ 使用料の納付



- ・ 本申請後に「使用料納付書」を、お客様(申請者)へ発行いたしますので、お近くの金融機関の窓口にてお支払いをお願いします。
※郵便局、コンビニでのお取扱いはございません。

④ 領収書のご提示



- ・ 金融機関での使用料のお支払いの後、羽地支所の窓口にて「領収書」のご提示をお願いします。FAX、メール等でも可。
- ・ 領収書をご提示後は、各自で使用が終了するまで保管してください

⑤ 使用許可証の発行

- ・ 「領収書」にて使用料納付の確認がとれましたら、使用許可証を発行いたします。
- ・ 施設使用の当日は許可証のご携帯をお願いします。

お願い

- ・ クーラーの使用申請は、本申請と同時に行ってください。
- ・ 準備から片付けの時間を含めて、許可された時間内で終わるようにしてください。
- ・ 許可された内容を「変更」又は「取り消し」したい場合は、羽地支所窓口にて変更、または取り消しの手続きを行うようにしてください。
- ・ 納付された使用料は、原則としてご返還することができません。
※台風、災害時により施設閉所となった場合に全額返還となります。
※使用予定日の5日前までに取り消しの手続きを完了した場合に、5割返還となります。
(羽地地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条)
※返還となった場合の使用料返還は、約1か月後の口座振込となります。
- ・ イス、テーブル等、使用した備品は、元の状態に戻して退室してください。
- ・ その他使用に関する事項は、施設管理者および職員の指示に従ってください。

<お問合せ先>

沖縄県名護市 地域経済部 羽地支所
名護市羽地地区センター
電話 0980-58-1221